

【ドイツ】新たな映画助成法の制定

海外立法情報課 山岡 規雄

*2024年12月、ドイツ映画の国際競争力の強化等を目的とした新たな映画助成法が制定された。映画助成機構（FFA）の組織の改編、映画負担金の見直し等の改革が行われた。

1 制定の経緯

ドイツでは、連邦及び州レベルでの映画助成の制度があり、このうち、連邦による助成は、主として、映画助成法（1967年制定¹。1979年及び2016年に廃止制定²。）に基づいて設立された映画助成機構（Filmförderungsanstalt: FFA）によって行われている。FFAは、映画館及び映像作品提供サービス（レンタル、テレビ配信、ストリーミングサービス等）の事業者から映画負担金（Filmabgabe）³を徴収し、これを原資として、映画制作会社、配給会社、映画館等を助成してきた⁴。こうした助成の効果もあり、ドイツで公開された映画の全観客動員数のうちドイツ映画の占める割合は、近年、20%台前半を維持しているが、依然としてアメリカ映画に市場を支配されている状況が続いているとされる⁵。

2024年9月26日、連邦政府は、映画制作におけるドイツの国際競争力の強化等のため、新たな映画助成法を制定する法律案（BT-Drs. 20/12660）を連邦議会に提出した。同年11月6日、連邦議会の文化委員会は修正された法律案を可決し、本会議に送付したが、同日、社会民主党、緑の党及び自由民主党の連立政権が崩壊したため、本会議での採決が見送られた。同年12月18日、本会議は、法律案を文化委員会に差し戻し、同日、同委員会が再修正した法律案を可決し、同月19日、本会議が同案を可決した。同月30日、同案は法律（以下「2024年法」）として公布され、2025年1月1日に施行された⁶。

2 2016年の映画助成法からの主な変更点

2024年法は、新規に制定された法律という形式をとっているが、内容的には2016年の映画助成法の改正であるため、以下、2016年の法律からの変更点を中心に解説する⁷。

（1）映画助成機関の一元化

FFAが、従来の映画負担金に基づく映画助成に加え、連邦の文化・メディア所管官庁が行っていた映画・メディア助成（例えば「文化映画助成」⁸）も担当することとなった（第4条）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年7月10日である。

¹ Gesetz über Maßnahmen zur Förderung des deutschen Films vom 25. Dezember 1967 (BGBl. I S.1352)

² Gesetz über Maßnahmen zur Förderung des deutschen Films vom 25. Juni 1979 (BGBl. I S.803); Gesetz über Maßnahmen zur Förderung des deutschen Films vom 30. Dezember 2016 (BGBl. I S.3413)

³ 映画館からはチケット収益の1.8~3.0%（2016年映画助成法第151条）、映像作品提供サービスの事業者からは年間収益の1.8~2.5%を徴収していた（同法第152、153条）。2024年の法律でも同率を維持した（第128、129条）。

⁴ 渡辺富久子「【ドイツ】映画助成法の全面改正」『外国の立法』No.271-2, 2017.5, pp.14-15. <<https://doi.org/10.1150/1/10350342>>

⁵ BT-Drs. 20/12660, S.69.

⁶ Gesetz über Maßnahmen zur Förderung des deutschen Films vom 23. Dezember 2024 (BGBl. I Nr.451)

⁷ 2016年以前の映画助成法の内容については、次を参照。渡辺 前掲注(4); 戸田典子「ドイツの映画振興政策—映画助成法を中心に—」『レファレンス』592号, 2000.5, pp.34-107.

⁸ 「文化映画助成（Kulturelle Filmförderung）」は、芸術性の高い映画への助成であり、連邦政府文化・メディア受託官によって行われていた。連邦予算を財源としている（FFAへの移管後も同様）。

(2) FFA の権限強化及び組織改編

市場の動向に迅速かつ柔軟に対応できるようにするため、FFA の自律性を高める改正が行われた。例えば、法律で定める事項を削減し、FFA の指針 (Richtlinie) により定めることができる事項を増加させた（点数制助成 (Referenzförderung、後述 (3) 参照) の基準になる映画祭、映画賞の選定（第 61 条）など）。また、FFA の監督委員会 (Präsidium) を純粋な監督機関とするため、その一部の権限を理事長 (Vorstand) 及び理事会 (Verwaltungsrat)⁹に移管した。連邦議会・連邦政府や業界団体の代表者で構成される理事会に独立系映画配給協会 (AG Verleih) の代表を追加するなど、映画業界の現状を反映した構成の見直しが行われた（第 6 条）。その他、組織の透明性を高めるため、理事長の副収入の公開義務の規定が追加された（第 38 条）。

(3) 助成手続の効率化

FFA の映画助成は、主に制作助成、配給助成及び映画館助成から成る。各々の助成について、従来、現行のプロジェクト（制作、プロモーション、映画館の新設・改修等）の内容を助成委員会 (Förderkommission) が審査して行う企画助成 (Projektförderung) と過去の作品の成功（映画賞の受賞や観客動員数等）を点数化し、一定の点数を得た申請者に対して行う点数制助成の 2 種の助成制度が存在していた¹⁰。今回の改正により、制作助成及び配給助成は点数制助成に（第 61 条、第 102 条）、映画館助成は企画助成に一本化された（第 114～120 条）。制作助成及び配給助成については一定の点数、映画館助成については一定の要件¹¹を満たしているか否かで助成申請が許可されるため、審査が不要となり、手續が効率化された。

(4) バリアフリー、適正な労働条件の確保、男女同権等の促進

助成の利用の際の留意事項として、映画の内容に関わる条件のほか、作品視聴におけるバリアフリー、映画スタッフの適正な労働条件の確保、環境への配慮などが従来から規定されていた。2024 年法で、これらの事項は、ほぼ同一の内容で（環境：第 80 条）、又はより厳格な条件を付して規定された（バリアフリー：第 46 条、労働条件：第 81 条）。当初の法律案の第 65 条では、助成申請におけるインセンティブとして「多様性、性別における公正 (Geschlechtergerechtigkeit)、社会的包摶及び差別からの保護」を促すための措置を指針で定めると規定されていたが、2024 年 12 月の文化委員会における再修正により同条が修正され、「男女同権 (Gleichstellung von Frauen und Männern)」を促すための措置を指針で定めるという規定となった¹²。

(5) 映画負担金に関する改革

従来、スクリーン単位で徴収していた映画負担金を、映画館単位で徴収することとした¹³（第 128 条）。映像作品提供サービスの事業者の収益が急激に減少している現状に照らし、当該事業者からの映画負担金の徴収を 2027 年末で終了させることとした（第 151 条）。

⁹ 理事会は、映画助成に関する重要な事項を決定する機関である。従来から助成申請の要件、期限等を指針で定める権限を有していた。2024 年法では、第 10 条に指針制定権に関する規定がある。

¹⁰ 制作助成及び配給助成では、観客動員数と映画賞の受賞等（例えば、アカデミー賞受賞で 20 万点）が点数化される。点数制助成は将来の作品の制作及び配給に使用される。映画館助成では、観客動員数が点数化されていた（ドイツ映画の観客のシェアが多い場合、動員数の 2 倍又は 3 倍で加点されていた。）。点数制助成の使途は、映画館の改修（この点は企画助成の使途と重複していた。）、映画のプロモーション等であった。公益財団法人ユニジャパン『令和 2 年度コンテンツ海外展開促進事業（我が国映画産業の海外展開のための国際共同製作促進事業）調査報告書』2021.3, [pp.135-143.] 経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/metilib/report/2020FY/000502.pdf>>

¹¹ 2024 年法に基づく実質的な要件は、映画館を運営していること又は運営の予定があることである（第 115 条）。

¹² そのほか、多様性、性別における公正、社会的包摶及び差別からの保護について FFA に助言を行う多様性評議会 (Diversitätsbeirat) の設置が予定されていたが、この規定も文化委員会における再修正により削除された。

¹³ 負担者の支払能力をより適切に反映させるための改革であるとされる。BT-Drs. 20/12660, *op.cit.*(5), S.139.